全国一斉に秋の火災予防運動が 実施されます

平成24年度全国統一防火標語

「消すまでは 出ない 行かない 離れない」

■実施期間/ 11月9日(金)~15日(木)までの7日間

住宅用火災警報器の取り付けをお手伝いします

住宅用火災警報器をお持ち又は購入予定で、高所取り付けが困難なご家庭に、松伏町 消防団員が訪問し、無料にて取り付け作業をお手伝いします。

■対象世帯(松伏町在住)

- ①おおむね65歳以上の高齢者のみが生活する世帯
- ②障がい者のみが生活する世帯
- ③母子家庭世帯
- ■受付期間/11月9日(金)~30日(金)(ただし、土日は除く) 午前8時30分~午後5時
- ■取り付け日/消防団員が行いますので、後日、電話にて調整させていただきます。



住民ほけん課のお知らせ

問合せ/国保年金担当111991-1868 🥥



国民健康保険 退職者医療制度について

長年勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入した方が、年金を受けるようになったときには、退職 者医療制度で医療を受けることになります。

- ■対象者/65歳未満の方で、次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者(※)
 - ①国民健康保険に加入している方
 - ②厚生年金や共済年金などの老齢(退職)年金を受けている方で、これらの年金制度の加入期間が20年以 上又は40歳以降に10年以上ある方
 - ※退職被保険者(本人)によって生計を維持している同じ世帯の親族(三親等内)で、年間収入が130万円未 満(60歳以上及び障がい者の方は180万円未満)の方

退職者医療制度では、医療費の一部が会社等の健康保険からの負担金でまかなわれます。これに より、間接的に皆さんの国民健康保険税の負担軽減が図られることになりますので、必ず届出をお願 いします。

■届出に必要なもの

- ▶年金証書(加入期間の記載のあるもの)
- ▶国民健康保険被保険者証
- ▶運転免許証、パスポートなどの本人確認書類
- ▶委任状(該当される方と別世帯の方がお越しになる場合)
- 上記のものをお持ちのうえ、国保年金担当の窓口にお越しください。